**大阪府入札監視等委員会 入札監視第1部会　平成30年度第2回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　平成30年11月1日（木）午後１時30分から午後4時

２　場所　　ＯＭＭビル地下１階　ギャラリー

３　出席委員　　5名

４　審議対象期間　　平成30年4月1日から平成30年7月31日まで

５　会議の概要　　審議対象期間中の、入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況、談合情報等の処理状況について事務局、担当課から内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数1,677件の中から次の8件を委員が抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　抽出事案についての委員からの質問と回答　　別紙のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 | | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 一般競争 | 一級河川 神崎川 河床切下げ対策工事（千船大橋側道橋）H30 | 169,560,000 |
| 一般競争 | 山辺地区治山ダムほか（30・予防）工事 | 15,444,000 |
| 随意契約 | 二級河川 石津川 耐震対策工事（南海本線橋梁下流左岸） | 180,900,000 |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 一般競争 | 森地区治山ダム設計（30・森林防災）業務 | 6,370,920 |
| 随意契約 | 異常気象時通行規制区間の見直し調査検討業務委託 | 9,720,000 |
| 委託役務業　務 | 一般競争 | 大気汚染常時監視測定局の保守管理等業務 | 150,120,000 |
| 一般競争 | 環境放射線試料分析業務 | 8,022,240 |
| 物品購入 | 一般競争 | 設計積算システムソフトウェアの購入 | 2,019,600 |

（抽出事案一覧）

（別紙）

| 質問 | 回答 |
| --- | --- |
| **【一級河川 神崎川 河床切下げ対策工事（千船大橋側道橋）H30】** |  |
| 一者入札となったのはなぜか。 | 本件は、側道橋の橋脚を補強するに当たって特殊な工法を用いて施工する必要があり、全国的にも同種の橋脚や施工実績が少なくなっていることから、予め入札参加資格を上位等級に拡大し、地域要件を外すなどの対応を行ったが、専門技術を持つ技術者や機材の確保が困難である等の理由から入札参加を見送る者が多く、結果として一者入札となったものと考えている。 |
| 落札率が高いのはなぜか。 | 補強する橋脚の径が様々であり、一本毎に機材調整が必要となり施工効率が悪い、水上施工で台船を所有する専門業者に下請けが必要、などにより、工事費用がかさむことから、結果的に落札率が高くなったものと考えている。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 特殊工事の実績を多く持つ業者が参加しやすいよう、工事規模を大きくするなど、同種工事の一括発注等の対応を検討していきたい。 |
| **【山辺地区治山ダムほか（30・予防）工事】** |  |
| 応札者が少なかったのはなぜか。 | 本件は、施工場所が市街地から遠く、急峻な山中であり、人力による作業も多いことから、作業の手間を考慮して入札参加を見送る者が多かったものと考えている。 |
| 落札率が高いのはなぜか。 | 応札者のうち、同種工事の実績を持つ2者が最低制限価格を少し下回る入札をして失格となり、予定価格付近に入札した者が落札したため、結果的に落札率が高くなったものである。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 参加者が適切に積算を行うことができるよう、理解しやすい仕様書を作成するなど、公平な見積りができるようにする。 |
|  |  |
| **【二級河川 石津川 耐震対策工事（南海本線橋梁下流左岸）】** |  |
| 6号随契**※**としたのはなぜか。 | 本件は、石津川左岸において矢板打設及び地盤改良を実施する耐震対策工事である。  本件については、工事場所に近接して南海本線連続立体交差事業が施工中であり、限られた進入路しかないことから、同事業の施工業者に本件工事を一括して発注することにより既存の進入路や作業構台が使用でき、工期の短縮や経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利であると判断したことから、6号随契を適用したものである。 |
| 契約額の妥当性は検証したのか。 | 予定価格の設定は、連続立体交差事業の進入路や作業構台を使用する前提で算出するとともに、予定価格の制限の範囲内でも再度見積り徴取を行い、契約金額の適正化に努めた。また、同事業の進入路や作業構台を使用できない場合は、対岸から進入路等を設置する必要があり、追加で5千万円以上の経費を要することを確認している。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 随意契約を実施する際は今回と同様に、入札した場合と価格や工期等を比較して適正に判断したいと考えている。 |
| **【森地区治山ダム設計（30・森林防災）業務】** |  |
| 落札率が高いのはなぜか。 | 応札者のうち、2者が最低制限価格を少し下回る入札をして失格となり、予定価格付近に入札した者が落札したため、結果的に落札率が高くなったものである。 |
| 最低制限価格を少し下回る価格で受注しても成果物の品質は大きく変わらないと思われるが、最低制限価格の算出方法を工夫することはできないのか。 | 最低制限価格は、粗雑工事等の防止を図るために設けている。算定方法は国の基準を準用しているが、どこまでの範囲を許容するかの目安がないため、現状は最低制限価格を下回れば失格としている。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 応札者数の推移を注視し、少ない傾向が続けば部局内で参加資格の検討等の改善策を講じていきたい。 |
| **【異常気象時通行規制区間の見直し調査検討業務委託】** |  |
| 6号随契としたのはなぜか。 | 本件は、地形、地質、気象データ等を収集・整理し、技術的見地から異常気象時の通行規制区間の指定条件や規制基準の見直し等を行い、対象箇所の区間指定を検討する業務である。  本件の受注者は、過去に受注した同種業務において整理したデータを蓄積しており、本件業務で必要なデータを追加することによって効率的に実施でき、履行期間の短縮や経費の節減を図る上で有利であると判断したことから、6号随契を適用したものである。 |
| 過去に発注した業務において、整理したデータの電子情報を納品させれば、今回は競争入札に付すことができたと考えるが、なぜ府に電子情報がないのか。  　今後に向けて改善点はあるか。 | 過去の業務において、受注者が開発したデータベースの著作権は、大阪府に帰属されない。また、業務の成果物として必要ではないためである。  今後同様の業務を発注する際は、今回と同様に市場調査を行い、入札方式を検討して適切に対応するとともに、データの収集・整理の業務で特定の企業が優位になることがないように、発注業務内容を十分に検討していきたい。 |
| **【大気汚染常時監視測定局の保守管理等業務】** |  |
| 一者入札となったのはなぜか。  　今回の契約期間が2年半となっているのは何か理由があるのか。 | 他自治体の発注と競合し、保守人員の確保が難しいことや、大阪府の公告時期が遅く受注計画が立てられないこと、また金額的に折り合わないといったことが考えられる。  従来、単年度契約であったが、2年半に延長することにより業者側のスケールメリットを見込むとともに、次回は他自治体より早期に入札公告を行うことによって、入札参加者を確保することを目的としている。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 今回、長期継続契約としたことに伴い、次回の入札は他自治体に先駆けて発注するとともに、業者へ周知することによって入札参加者の増加を図りたいと考えている。 |
| **【環境放射線試料分析業務】** |  |
| 一者入札となったのはなぜか。  　入札参加者を確保するため、分析項目を緩和することはできないのか。 | 本件の仕様書に定める分析項目のうち、一部の項目が分析できない業者が存在する一方、最低でも2者からの応札があると想定していたが、結果として一者入札になったと考えている。  　分析項目については、有識者会議の意見を経て決定されているとともに、他自治体でも同様の項目を選定している。また、分析方法は、国が策定した測定法によることとしているため、緩和することは難しいと考える。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 次回の発注に向け、入札参加資格者名簿の「放射能測定」に登録している全ての業者に対して受注可能であるかを確認するなど、多くの入札参加が得られるように努めたい。 |
| **【設計積算システムソフトウェアの購入】** |  |
| 一者入札となったのはなぜか。 | 本件は治山積算システムに使用するソフトウェアであるが、汎用性がなく行政を対象とした特殊なものであるため、取扱う業者が少なかったのではないかと考えている。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 特殊な用途の物品であるため、仕様書に製品情報やメーカーの問い合わせ先を分かりやすく明記することにより、入札参加者の増加を図りたいと考えている。 |

**※** 『6号随契』：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に定める「競争入札に付することが不利と認められるとき」に、随意契約によることができる。